

○大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第18号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の育児休業等に関しては、鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）を準用する。ただし、同条例中「鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合職員の定年等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第14号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）」と、「鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）」と、「鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）第3条の規定により準用する鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。